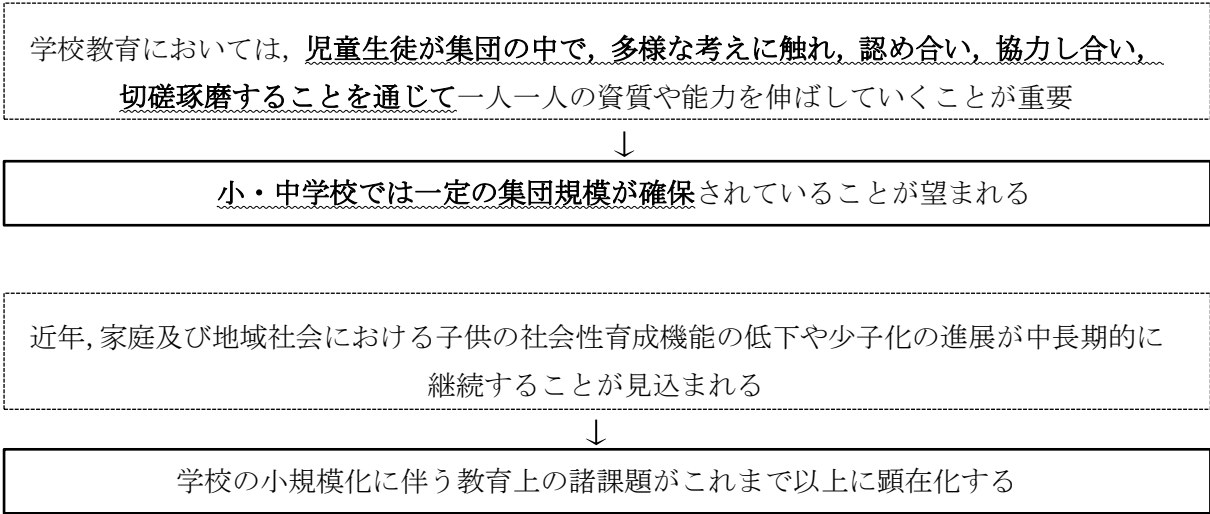


## 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置について

1. 『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）』より  
（文部科学省 平成27年1月）



2. 『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』より  
（文部科学省 平成27年1月）

- (1) 学校規模の適正化が課題となる背景について

### 小規模校

○個別指導が行いやすい

▲社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題

↑

・義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点

・それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討

- (2) 学校規模の適正化（学級数・学級児童生徒数について）

○ 小規模校のメリット

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を發表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことが

できる

- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

▲学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

□望ましい学級数の考え方

- ① **小学校**…複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）が必要  
同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）
- ② **中学校**…同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）  
免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられる。

□学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数において考慮すべき視点

今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められる。



「言語活動の充実や、グループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新」が必要。



学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる

### (3) 学校規模の適正化（通学条件について）

□徒歩や自転車による通学距離のおおよその目安

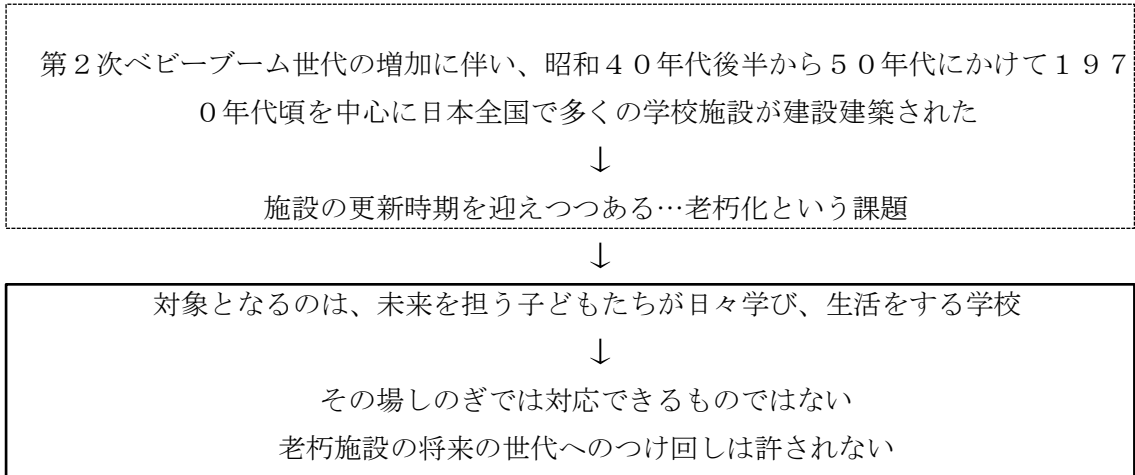
①小学校… 4 km以内

②中学校… 6 km以内

### 学校の校舎について

#### 1. 『学校施設の老朽化対策ビジョンについて（中間発表）』より

（文部科学省 平成25年）



#### 2. 境港市小・中学校の校舎の耐用年数について

**小学校**…誠道小学校以外はすべて、古い校舎か大プールのH48末（20年後）には耐用年数を経過

**中学校**…第一中学校の古い校舎、全中学校の武道館、第二中学校の大プールはH48末（20年後）には耐用年数を経過

- 【参照】
- ・鉄筋コンクリート造校舎の改築までの年数は概ね40年程度
  - ・法定耐用年数も60年又は47年
  - ・当該年数は減価償却のための年数であり、物理的な耐用年数はこれより長く、更なる長寿命化も技術的には可能
- （文部科学省 平成24年6月「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）」中間まとめ 骨子案）より）